



# Korean Tax Update Samil Commentary

Sep 13, 2024

## Table of Contents

### Tax News

- 2024年地方税に係る法律改正案を発表
- 庶民・中産層と未来世代の住居安定に向けた新賃貸住宅供給案を発表
- 2025年の税収予算案を発表
- 2025年度の租税支出予算書を国会に提出

### 最新の主な改正動向

- 中小企業基本法施行令（大統領令第34850号、2024. 8. 20.）
- 個別消費税法施行令（大統領令第34865号、2024. 8. 30.）
- 交通・エネルギー・環境税法施行令（大統領令第34866号、2024. 8. 30.）

### 最新の例規・判例

- 親族が30%以上出資した法人と株式を保有していない本人の特殊関係
- 筆地が同じ土地の一部を賃貸する場合の土地評価方法
- 製造業用コンクリートミキサートラックの統合投資税額控除の適用
- 期限後に申請したストックオプション行使利益の分割納付の特例

# Tax News

## 2024年地方税に係る法律改正案を発表

行政安全部は8月13日、「地域経済の跳躍および庶民生活の安定」という政策目標のもと「経済活力の向上」、「民生安定支援」、「納税者の親和的環境造成」および「合理的・効率的な課税体系の準備」に重点を置いた「2024年地方税関係法律改正案」を発表した。今回の改正案の税収効果は、長期に及ぶ慣行的な減免に対する減免率調整などの増加要因と養育支援の減免拡大・住居安定支援の減免新設などの減少要因により約313億ウォンと推定される。今回の改正案は、立法预告・閣僚会議などを経て10月に定期国会に提出される予定であり、地方税基本法・地方税法・地方税特例制限法の主な内容は次のとおりとなっている。

区分	改正案の主な内容
地方税基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>差し押さえ禁止財産・第三者財産など差し押さえ時に消滅時効中断事由の未適用を明確化</li> <li>許可・処分取り消しなど施行令で規定した後発的な事由の発生に伴う、全ての地方税（申告納付・普通徴収税目）の後発的な更正の請求を明確化</li> <li>配偶者・4親等以内の血族を不服申立て代理人に選任できる申請金額基準の緩和（税額1000万ウォン未満 → 2000万ウォン未満）</li> <li>地方所得税還付加算金の起算日を更正の請求に関係なく納付日の翌日とする</li> </ul>
地方税法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融投資所得に対する個人地方所得税廃止（2025.1.1. 施行予定→廃止）</li> <li>仮想資産課税猶予による地方所得税施行時期を2年猶予（2025.1.1. →2027.1.1.）</li> <li>住民税事業所分加算税の免除特例を2年延長（2024.12.31. →2026.12.31.）</li> <li>自動車税延納控除率の引き上げ（2024年5% +2025年以後3% →2024年以後5%）</li> </ul>
地方税特例制限法	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置義務に関係なく委託事業所内の保育施設用不動産の取得税・財産税減免許容および委託事業所内の保育施設用不動産の取得税減免率を拡大（50% → 100%）など</li> <li>新築小型住宅および地方で竣工後に分譲されていない住宅に対する取得税減免新設（法25% +条例25% = 最大50%減免）</li> <li>適格分割・現物出資の法人転換取得税の減免率を縮小（75%→50%）およびコスダック上場法人の寡占株主の取得税非課税の明確化など</li> <li>機会発展特区内に創業時、減免対象業種規定を改善（地特法上の創業中小企業の減免業種→告示で委任）</li> <li>登録免許税の重課排除対象から特殊目的法人・企業構造改革投資会社など除外</li> </ul>

## 庶民・中産層と未来世代の住居安定に向けた新賃貸住宅供給案を発表

政府は、賃借人が適正水準の住居費用で長期間安定して居住できるように賃貸住宅供給パラダイムを切り替えるためにREITsなど法人が大規模（団地別100世帯以上）で長期間（20年以上）賃貸住宅を供給できるようにする新類型の長期民間賃貸住宅供給案を発表した。新類型の長期民間賃貸住宅は、企業の目標と条件に適したビジネスモデルを選択できるように事業モデルを多様化（自律型・準自律型・支援型）して事業モデル別に公的義務とインセンティブを均衡的な設計とし、かつ差別化している。新類型の長期民間賃貸住宅に対する事業モデル別の主な税制支援案は次のとおり。

区分	自律型	準自律型	支援型
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>規制・支援全て最小化</li><li>民間賃貸法上の全ての賃貸料規制を排除</li><li>地方税減免などインセンティブを除外</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>賃貸期間の契約更新請求権および賃貸料引き上げ5%上限など、公的義務を付与</li><li>基金融資などのインセンティブを付与</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>初期賃料制限（相場の95%）、無住宅者優先供給など公的義務を強化</li><li>基金の出資・融資化、公共宅地の割引供給など</li><li>インセンティブの強化</li></ul>
税制支援	<p>① 法人重課税制の排除（取得税・総合不動産税・法人税）</p>	<p>① 法人重課税制の排除（取得税・総合不動産税・法人税）</p> <p>② 取得税・財産税減免</p>	<p>① 法人重課税制の排除（取得税・総合不動産税・法人税）</p> <p>② 取得税・財産税減免</p>

### ① 法人重課税制の排除（取得税・総合不動産税・法人税）

- 賃貸義務期間（20年）および類型別の賃貸料増額基準を遵守する場合

法人取得税重課（12%）・総合不動産税の合算・法人税の追加課税（20%）を排除

- 総合不動産税合算・法人税追加課税の排除価額基準：建設15億ウォン・仕入12億ウォン（非首都圏9億ウォン）

### ② 取得税・財産税減免

- 共同住宅・オフィステル・賃貸型宿舎取得税：60m<sup>2</sup>以下75%・85m<sup>2</sup>以下25%減免（既築購入全体およびオフィステル新築建設除外）
- 共同住宅・オフィステル・賃貸型宿舎財産税：40m<sup>2</sup>以下75%・60m<sup>2</sup>以下50%・85m<sup>2</sup>以下25%減免

## 2025年の税収予算案を発表

政府は、2025年税収予算案を2024年予算367.3兆ウォン比15.1兆ウォン増の382.4兆ウォンとすると発表した。そのうち所得税は賃金上昇・就業者増加などによる勤労所得税増加と、主な企業実績改善などによる配当所得税の増加などにより2024年予算に比べ2.2兆ウォン増加すると予想、法人税は企業実績の好調などにより2024年予算に比べ10.8兆ウォン増加すると予想、付加価値税も民間消費の増加・輸入拡大などにより2024年予算に比べ6.6兆ウォン増加するとした。

## 2025年度の租税支出予算書を国会に提出

2023年の国税減免額は69.8兆ウォンで、R&D税額控除・クレジットカード使用金額所得控除の拡大などで2022年比6.2兆ウォン増加した。2024年の国税減免額は社会保険料など控除の増加と勤労・子女奨励金の支給額引き上げなどで2023年比1.6兆ウォン増の71.4兆ウォンと予想される。2025年の国税減免額は、企業実績の回復による統合投資税額控除の増加などで2024年比6.6兆ウォン増の78兆ウォンと予想される。なお、2024年の租税支出予算書には租税支出と財政支出の連係強化のために支出分類体系を既存の16大分野分類から国家財政運用計画上の機能別に12大分野の分類に再編する。

<租税支出予算書上の国税減免額・国税減免率>

(単位：億ウォン・%)

区分	2023年実績	2024年展望	2025年展望
国税減免額 (A)	697,664	714,305	780,178
税収総額* (B)	3,703,803	3,949,465	4,122,410
国税減免率[A/(A+B)]	15.8	15.3	15.9
国税減免率の法定限度**	14.3	14.6	15.2

\* 国税収納額と地方消費税額を合わせた金額 (2023年は決算、2024年、2025年は歳入予算基準)

\*\* 直前3年の国税減免率平均+0.5%p

# 最新の主な改正動向

## 中小企業基本法施行令（大統領令第34850号、2024. 8. 20.）

### 改正理由および主な内容

規模の拡大などで中小企業に該当しなくなった企業についても中小企業として扱う中小企業みなし期間を3年から5年に延長して、専門研究評価機関指定取り消しの根拠を用意するなどの内容に「中小企業基本法」が改正（法律第20344号、2024. 2. 20.公布、8. 21. 施行および法律第20362号、2024. 2. 27. 公布、8. 28. 施行）されることにより、中小企業が中小企業として扱われる期間中に企業を吸収合併した場合、合併された企業が当初中小企業に該当しなくなった年度の翌年度から5年まで中小企業と見るようとした。また、中小ベンチャー企業部長官は専門研究評価機関が指定基準に適しなくなった場合は、30日以内の期間を定めて是正できる機会を提供できるようにして、その期間中に指定基準を備えない場合は取り消せるようにすることで制裁処分の適正性と手続的な正当性を強化するなど法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、「中小企業支援事業統合管理システム」が「中小企業支援事業ビッグデータプラットフォーム」に拡大改編されたことで、その名称を変更する。

## 個別消費税法施行令（大統領令第34865号、2024. 8. 30.）

### 改正理由および主な内容

原油高の継続による国民の燃料費負担を緩和するために石油ガスのうちブタンに対する個別消費税の一時的な弾力税率引き下げ措置の期限を2024年10月31日まで2カ月間延長する。

## 交通・エネルギー・環境税法施行令（大統領令第34866号、2024. 8. 30.）

### 改正理由および主な内容

原油高の継続による国民の燃料費負担を緩和するためにガソリン・軽油およびこれと類似の代替燃料に対する交通・エネルギー・環境税の一時的な弾力税率引き下げ措置の期限を2024年10月31日まで2カ月間延長する。

# 最新の例規・判例

## 親族が30%以上出資した法人と株式を保有していない本人の特殊関係

### ■ 争点事項

- 国税基本法では、本人が本人と親族関係または経済的な相関関係にある者を通じて法人の経営に対し支配的な影響力を行使する場合、本人とその法人は経営支配関係による特殊関係に該当する（国基令§1の2③1号）。また、支配的な影響力を行使する時に法人の株式30%以上を出資した場合、または役員の任免権行使・事業方針の決定など法人経営に対して事実上の影響力を行使する場合についても特殊関係に該当すると規定している（国基令§1の2④1号）。今回の判例の争点は、本人の親族が30%以上出資している法人と株式を保有していない本人間の特殊関係を判断するにあたって、本人の親族が30%以上出資したという事実だけで特殊関係が成立するのか、あるいは本人が当該法人の経営に支配的な影響力を行使する場合に限って特殊関係が成立するのかである。

### ■ 判決要旨

- これに対して最高裁は、本人でない本人の親族が当該法人に30%以上を直接出資した場合は、親族の当該法人の経営に対する支配的な影響力の行使が認められるだけで、直ちに本人が親族を通じてその法人の経営に対する支配的な影響力を行使するとまで認めるのは難しく、これに対しては課税当局が別途に証明する必要があると判示した。本人が当該法人に対して支配的な影響力を行使するのかに対する判断なしに、本人の親族が当該法人に30%以上出資したという事実だけで本人と当該法人間に特殊関係が成立すると判断した原審の判決を破棄して差し戻すこととする（最高裁2022ドウ63386,2024. 7. 25.）。

### ■ 示唆点

- 企画財政部は、本人が法人の株式を保有していないなくても本人の親族が法人に30%以上出資した場合は、本人と当該法人間に経営支配関係による特殊関係が成立すると解釈したが（企画財政部 税法運営課-759,2022. 7. 15.）、今回の最高裁の判決は企画財政部の有権解釈と違い本人が当該法人の経営に対し支配的な影響力を行使するという事実が立証されてこそ本人と当該法人間の特殊関係が成立するとの法理を明らかにしている。本人が直接法人の株式を保有せずに本人の親族が法人の株式を30%以上保有した場合は、本人が当該法人に対する役員任免権の行使・事業方針の決定などのような支配的な影響力を行使するとの事実が追加で立証された場合にのみ本人と当該法人間で特殊関係が成立するということが、今回の最高裁判決の立場であることを参考にされたい。

## 筆地が同じ土地の一部を賃貸する場合の土地評価方法

### ■ 争点事項

- 相続税および贈与税法（以下「相贈法」）では賃貸借契約が締結されている財産に対しては賃貸料などを基準に換算した評価価額（相贈令§50⑦、以下「賃貸料換算価額」）と補充的な評価方法による評価価額（相贈法§61①～④、以下「基準時価」）のうち大きい金額で評価するように規定している（相贈法§61⑤）。今回の有権解釈の争点は、同じ筆地の土地の一部を賃貸した場合、賃貸しない土地を含んだ全体土地に対する賃貸料などを基準に算定した賃貸料換算価額と基準時価のうち大きい金額を適用するのか、あるいは賃貸する土地と賃貸しなかった土地を区分して賃貸する土地は賃貸料換算価額と基準時価のうち大きい金額で評価して、賃貸しなかった土地は基準時価でそれぞれ評価するのかである。

### ■ 回答要旨

- これに対して今回の有権解釈は、評価基準日現在における筆地の土地の一部を賃貸する場合は、賃貸した部分は賃貸料換算価額と基準時価のうち大きい金額で評価して、賃貸しなかった部分は基準時価に区分して評価するように規定している。これは同じ筆地の土地であっても賃貸した部分と賃貸しなかった部分の利用価値は相異するため、その評価方法もそれぞれ区分して別に評価してこそ合理的な評価価額が導出されるとの見解が反映された解釈である（基準-2024-法規財産-0025,2024. 6. 20.）。

### ■ 示唆点

- なお、過去の有権解釈では、階別・号別に区分して登記しなかった建物の一部を賃貸しても、建物所有者が使用するか空室である部分を含んだ全体建物の賃貸料などを基準に算定した賃貸料換算価額と基準時価のうち大きい金額を評価価額に適用するように解釈していたが（書面インターネット訪問相談4チーム-3694,2007. 12. 27. および財産税課-859,2010. 11. 18,2021. 7. 6. 削除）、国税庁は今回の有権解釈のように、賃貸部分は賃貸料換算価額と基準時価のうち大きい金額で、空室部分は基準時価でそれぞれ評価して合算するように既存有権解釈を変更した（事前-2020-法令解釈財産-1133,2021. 6. 4.）。筆地が同じ土地または区分して登記しなかった単一建物の一部を賃貸する場合の土地と建物の相贈法上の評価額を算定する場合は、賃貸部分と空室部分などを区分してそれぞれ違う評価を行うことを参考にされたい。

---

## 製造業用コンクリートミキサートラックの統合投資税額控除の適用

### ■ 争点事項

- 統合投資税額控除規定では、車両運搬具を控除対象から除外するように規定しているが、建設業を営むために投資するブルドーザー・掘削機・コンクリートミキサートラックなど、地方税法による機械装備（機則§3および別表1）は例外的に統合投資税額控除を適用できるように規定している（租特則§12③3号、以下「争点規定」）。今回の決定例の争点は、建設業でない製造業を営む企業が投資したコンクリートミキサートラック（以下「争点トラック」）が、地方税法と建設機械管理法上では機械装備に分類されるため統合投資税額控除を適用できるのか、あるいは争点トラックが建設業のために使うダンプトラックではないので統合投資税額控除は適用できないのかである。

### ■ 決定要旨

- 今回の決定例は、争点トラックが建設機械管理法上で建設機械に分類されるとの主張に基づき（建設機械管理法施行令§2および別表1）、請求法人が争点トラックを機械装置に分類して取得税を負担したが、争点規定は建設業に直接使う地方税法上機械装備だけを控除対象に含んでいる反面、請求法人は目的事業の一つの建設業のために争点トラックを使った事実が確認されず、事業者登録証上でも建設業が登録されていないとの理由から請求法人は争点トラックに対して統合投資税額控除を適用できないとした（租審2024イン0386,2024. 7. 22.）。

### ■ 示唆する点

- よって、ブルドーザー・フォークリフト・ローダー・コンクリートミキサートラックのような建設機械に投資した企業が統合投資税額控除を検討する場合は、当該建設機械を地方税法上の機械装備に分類して取得税を納付したとの理由で車両運搬具でない機械装備とみて統合投資税額控除を適用するのか、または建設機械を建設業のために直接使った事実がないにもかかわらず単に目的事業に建設業が含まれているとの理由だけで建設機械に対して統合投資税額控除を適用しないようにするのか、注意が必要である。

## 期限後に申請したストックオプション行使利益の分割納付の特例

### ■ 争点事項

- 租特法では、ベンチャー企業の役職員のストックオプション行使利益に対して年間2億ウォンまで所得税を課税せず（租特法§16の2,以下「非課税特例」）、非課税限度を超過する行使利益に対しては5年間所得税を分割納付するか（租特法§16の3,以下「分割納付特例」）、またはストックオプション行使時点に所得税を課税せずにストックオプション行使で取得した株式の譲渡時点に譲渡所得税で課税（租特法§16の4,以下「譲渡所得課税特例」）する特例制度をそれぞれ規定している。今回の有権解釈の争点は、当初ストックオプション行使利益が非課税限度内であると誤認して非課税限度を超過する行使利益に対する分割納付特例申込書を期限後に提出した場合も分割納付の特例は適用できるのかである。

### ■ 回答要旨

- 今回の企画財政部の有権解釈は、従来の国税庁の有権解釈（基準-2017-法令解釈所得-0302,2018. 6. 11.）と違い分割納付特例申込書を法定期限内に提出（租特令§14の3②・⑤）せずに期限後に提出しても分割納付の特例を適用できると回答した。これは分割納付特例が期限内に申込書を提出した場合にのみ適用されるいわゆる申請減免事項でなく、特例要件を満たせば当然適用される減免事項という趣旨の解釈と理解される。今回の有権解釈は、期限内に非課税特例適用明細書を提出しなくとも非課税要件を満たすストックオプション行使利益に対して非課税特例を適用できるとの有権解釈（事前-2021-法令解釈所得-1341,2021. 10. 27.）とも同じ立場の解釈と判断される（企画財政部所得税制課-754,2024. 7. 17.）。

### ■ 示唆点

- よって、ベンチャー企業ストックオプション行使した者が期限内に分割納付の特例または非課税特例を申請しなかった場合は、期限後の申請を通じてそれぞれの特例を適用できると判断される。ただし、譲渡所得課税特例の場合は特例適用申込書の提出と専用口座開設など手続的な要件を法定期限内に満たした場合にのみ特例を適用できると解釈している（事前-2021-法令解釈所得-0602,2021. 4. 29. 他）。これは納税者の譲渡所得課税の特例選択によりストックオプション行使時点の所得税課税とベンチャー企業のストックオプション行使費用の損金算入が変わるので（租特法§16の4④）、ストックオプション行使当時の特例申請に関する納税者の明確な意志表示が要求される点などを考慮した解釈と判断される（租審2021で6907,2022. 12. 13.）。分割納付特例または非課税特例とは違って譲渡所得課税特例を適用する場合は法定期限内に特例申込書の提出などの手続的な要件を忘れないよう注意が必要である。

本最新の例規・判例内容は有権解釈と判例に対する理解を助けるために作成されたものです。  
実際の適用においては必ずTax専門家にご相談ください。

# Contacts

盧映錫 Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典 Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善 Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com
李炅宅 Partner	02 709 0726	kyungtaek.lee@pwc.com
李眞行 Partner	02-3781-2581	jin-haeng.lee@pwc.com

三逸会計法人のニュースレターは、三逸会計法人のお客様へ一般的な情報提供および知識伝達のために配布されるもので、具体的な会計問題や税務イシューに関する三逸会計法人の意見は含まれていません。三逸会計法人のニュースレターの内容に関して、ご質問や追加でご入用な情報がお有りの場合は必ず専門家までお問い合わせください。

Samil PwC newsletter has been prepared for the provision of general information and knowledge for clients of Samil PwC and does not include the opinion of Samil PwC on any particular accounting or tax issues. If you need further information or discussion concerning the content contained in the Samil PwC newsletter,

© 2024 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.